

児童虐待に関する 児童相談所と学校の連携

総合教育会議

平成31年3月22日(金)

児童相談所の体制(H31.1.31)

班体制 : 5班1室 (初動班 地域班 施設班 心理判定班 総務班 一時保護所)

職員数 : 67人
正職員 46人 嘱託職員 21人 (うち一時保護所 正職員 9人 嘱託職員 8人)

【内訳】

専門職 : 社会福祉士 12人 心理相談員 7人 保健師 3人

その他 : 県職員 1人(人事交流) 教諭(教育委員会総合支援課併任) 2人
現職警察官 1人

弁護士 : 任期付き弁護士 2人(法制課 週2回の来所相談と随時の相談・助言・指導)
顧問弁護士 1人(委託契約 月1回の来所相談と随時の相談・助言・指導)

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（H30.7.20）で示された『児童虐待防止対策体制強化プラン』と現児童相談所体制との比較

職種	国の配置基準	熊本市の現状（H31.1.31）	過不足
児童福祉司	管轄区域人口（H31.1） 1人/3万人※予定	23人 1人/約31,916人	1人不足
	受け持ちケース 1人/40ケース	1人/56ケース	8人不足
児童心理司	児童福祉司 2人に1人以上	8人 (児童福祉司 23人)	4人不足
医師又は保健師	1人以上の配置	保健師 3人	充足
弁護士	常勤配置	任期付き弁護士 2人(2回/週) 顧問弁護士 1人(1回/月)	常勤弁護士の配置を要する

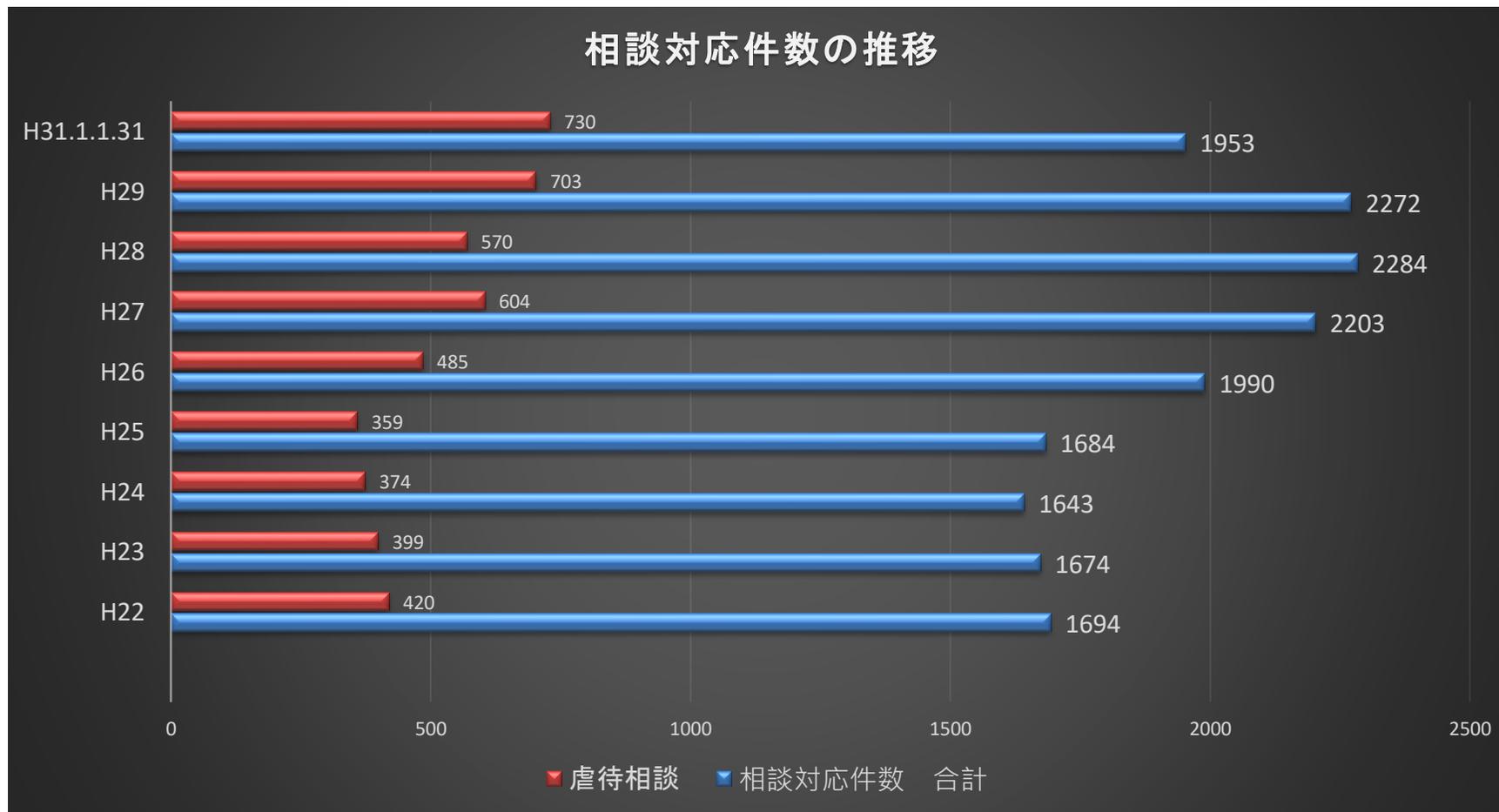
専門性の強化

- 人材育成のため福祉部署間の計画的なジョブローテーション
- 研修の充実
- 専門職の計画的採用

相談対応件数の推移

(平成22年4月～熊本市児童相談所でデータを管理)

※H31.1.31速報値



千葉県野田市の虐待死事件後の対応

児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認(厚生労働省)H31.2.14

■調査の目的

虐待が疑われるケースについて、緊急的に点検し、児童相談所及び関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応すること。

■対象児童

平成31年2月14日現在、児童相談所において継続指導中、児童福祉司指導中となっている 在宅「被虐待」児童。本市においては、447人。

■対象期間

平成31年3月8日までの間に実施すること

■学校等に報告を求める事項

平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

児童相談所における 緊急安全確認の結果報告

■対象児童 : 447人

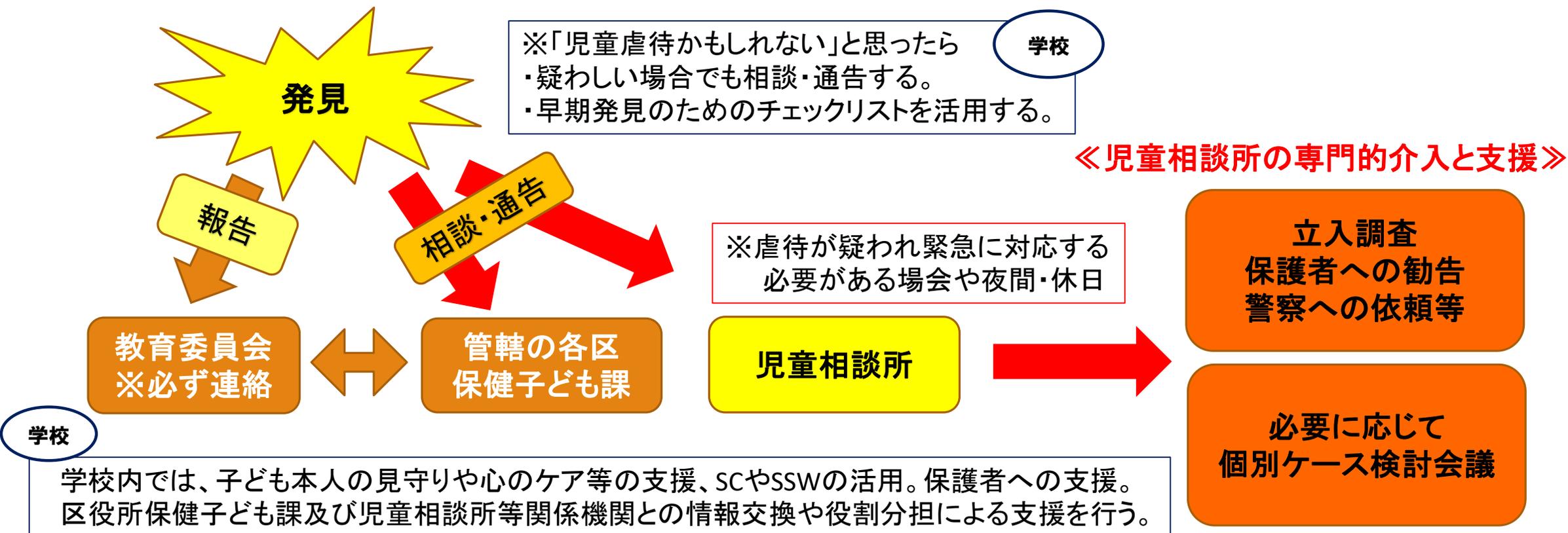
■安全確認が出来た児童 : 444人

■安全確認が出来なかった児童 : 3人

■安全確認が出来なかった児童への対応 : 3人中2人は、3月11日(月)に確認。
残る1人は、居所不明のため搜索中。

児童相談所と学校の連携体制

「熊本市児童虐待防止ハンドブック」から虐待防止対応フロー(学校用)



学校から児童相談所への通告

■現状における課題

- ・学校から児童相談所への通告について、教職員の「熊本市児童虐待防止ハンドブック」の周知徹底
- ・学校と児童相談所の情報共有の徹底や役割分担の明確化
- ・通告により保護者との信頼関係を損ねることに対する学校の懸念
- ・保護者等による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合の対応

※参考【児童福祉法 第21条の10の5】

- ①病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の教員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供しよう努めなければならない。
- ②刑法の秘密漏示罪の規定その他の秘密義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

児童相談所と熊本県警との連携体制

■児童虐待対応関係機関連絡会(平成18年10月～)

【現体制】県警 三児相(中央・八代・本市) 県子ども家庭福祉課 本市子ども政策課
3回／年 立入調査や臨検・捜索の実践訓練の実施

■現職警察官の配置(平成22年4月～)

初動対応 対応困難な保護者への同行訪問 県警本部や各警察署との連絡の窓口

■「児童虐待事案における関係機関の情報共有に関する協定書」を締結(平成30年12月)

平成30年12月21日 熊本県健康福祉部長・熊本市健康福祉局長・熊本県警察本部生活安全部長
三者による協定書を締結

子どもの安全確保を最優先にした今後の取組

- 児童相談所の体制強化と専門性の向上
- 『熊本市児童虐待防止ハンドブック』の活用による学校内での児童虐待早期発見・早期対応の徹底
- 困難事例(威圧的な保護者・長期欠席児童等)については、児童相談所・学校(教育委員会)・警察等の連携を強化し対応